＜月次報告様式（新様式　令和５年４月～）＞

令和8年度　公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条								不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
1	R8.10.10	R8.10.22	次の公文書の開示を請求します。 1　令和7年1月29日に人事委員会事務局任用公平部総務課が●●あてに送信した電子 メール（同月24日付け照会への返信）を削除した日時、削除者及び削除の根拠が分かる 文書（廃棄の記録、決裁、メールサーバーの保存・削除記録を含む。） 2　同部総務課及び審査課が送受信した電子メールの保存期間及び廃棄手続を定めた文書 （文書分類表・保存期間表のうち該当部分を含む。） 3　平成31年（措）第1号措置要求事件の事件記録の保存期間及び廃棄の有無が分かる文 書（文書管理簿、廃棄簿その他これに相当するもの）	66	1				1		1										人事委員会事務局任用公平部総務課
2	R8.8.16	R8.10.15	１．「令和６年度労働基準監督業務の実施計画について」に基づく書面調査（勤務状況 調査）に関する以下の文書 （１）一覧表等、対象事業場を特定できる文書 （２）実際に調査に使用した調査票、回答フォーム、入力様式など、調査内容について 記載された文書 （３）調査結果を取りまとめた文書 ２．「令和７年度労働基準監督業務の実施計画について」に基づく書面調査（勤務状況 調査）について、上記１．の （１）～（３）に当たる文書 ３．「令和６年度労働基準監督業務の実施計画について」に基づく実地調査に関する以 下の文書 （１）調査先の選定基準に関する文書 （２）対象事業場の一覧を特定できる文書 （３）実施要領、調査・ヒアリング項目等、調査内容がわかる文書 （４）調査結果を取りまとめた文書 ４．「令和７年度労働基準監督業務の実施計画について」に基づく実地調査について、 上記３．の（１）～（４）に当たる文書	312		1								1					東京都情報公開条例第７条第６号該当 （該当規定を適用する理由） 休暇や超過勤務など各事業場の個別の状況を開示することにより、情報提供元の各実施機関の人事事務に支障が生じるおそれがある。 また、当該情報は、各実施機関においては非公開となっている情報を人事委員会が使用することを前提に提供されているものを取りまとめたものであることから、今後の人事委員会事務の遂行に支障が生じるおそれがある。	人事委員会事務局任用公平部総務課	